最終更新日：2015年11月6日
リケンテクノス株式会社
代表取締役社長　清水　浩
問合せ先：総務部　03（5297）1650
証券コード：4220
http://www.rikentechnos.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社は、「正しい行動による利益ある成長」を通して、企業価値を継続的に高めていくという経営の基本方針を実現するために、経営上の組織体制や仕組みを整備し、必要な施策を実施していきます。コーポレート・ガバナンスの強化を経営上の最も重要な課題のひとつと位置付け、当社グループ全体で実効的なガバナンスの仕組みを整備することで、グループ競争力の強化と経営の透明性、公正性の確保に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則4－8　独立社外取締役の有効な活用】
当社は、取締役会の監督機能を強化し、業務執行の更なる迅速化・効率化を目的として、2015年11月6日開催の取締役会において、2016年度より監査等委員会設置会社へ移行し、併せて執行役員制度を導入することを決議いたしました。
現時点では、独立社外取締役を複数名推挙できるまでに至っておりませんが、2016年度以降の独立社外取締役の複数名選任に向けて準備を進めてまいります。また、少なくとも3分の1以上の独立社外取締役の選任を必要と考えるかについては、取締役会の監督機能と業務執行機能の機能配分の問題に係わることから、監査等委員会設置会社移行後の機関設計のあり方とともに慎重に検討を進めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4　いわゆる政策保有株式】
＜政策保有に関する方針＞
今後グローバルに企業価値を向上させるための中長期的視点に立って、事業戦略上の重要性、取引関係や協力関係の維持強化の必要性、リターンとリスクを踏まえた経済合理性などを総合的に勘案し、保有することが当社グループの中長期的企業価値向上に資すると判断するものについては保有する方針であります。これについては、毎年定期的に検証を行い、保有する意義が乏しいと判断するものについては、市場動向等を勘案の上、全部又は一部の処分を検討いたします。

＜政策保有株式に係る議決権行使の基準＞
議決権行使においては、発行会社の経営方針や事業戦略等を尊重した上で、議案の内容が発行会社の中長期的な企業価値の向上と持続的成長に資するか否かを判断した上で、議決権を行使いたします。

【原則1－7　関連当事者間の取引】
当社と関連当事者との間で取引を行う場合には、会社法及び取締役会規則に基づき、取締役会の承認等、その内容や性質に応じた適切な手続を実施しております。また、その実績については、関連法令に基づいて有価証券報告書等に適時開示しております。
なお、毎年、当社及び当社グループ会社の取締役に対し、関連当事者間の取引に関する調査を実施し、監視監督を行っております。

【原則3－1　情報開示の充実】
(i)会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
当社は経営理念として、「リケンテクノス　ウェイ」を定め、その概要を当社ホームページにおいて公表しています。
http://www.rikentechnos.co.jp/CompanyInfo/technosway.html
また、経営戦略・経営計画として、3ヵ年中期経営計画を定め、当社ホームページにおいて公表しています。
http://www.rikentechnos.co.jp/CompanyInfo/businessplan.html

(ii)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本報告書の「Ⅰ　1．基本的な考え方」に記載のとおりです。

(iii)経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
本報告書の「Ⅱ　1．【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりです。
なお、2016年度の監査等委員会設置会社への移行及び執行役員制度の導入に合わせて、役員報酬制度の全面的な見直しを行う予定であり、報酬委員会の設置や自社株報酬制度の導入等も含めて検討を進めております。

(iv)経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名にあたっては、各人の知識・経験・能力を考慮し、全体としてバランス良く、かつ多様な人材を備えるように配慮しています。また、性別・年齢・国籍を問わず、人格に優れ、高い倫理観と順法精神を有することを前提に、経営に関する高い洞察力と的確かつ迅速な意思決定ができることを基準に総合的に検討し決定しています。監査役候補者の指名にあたっては、上記基準に加え、財務・会計に関する相当程度の知見を有している者が1名以上選任されるように決定しています。
以上の方針に基づき、定款に定める員数の範囲で代表取締役が候補者等を指名し、取締役会に諮っています。
なお、2016年度の監査等委員会設置会社への移行に合わせて、その過半数を独立社外取締役で組織する指名委員会を設置予定であり、同委員会が経営陣幹部の選解任につき審議し、その答申を踏まえた上で取締役会の決議をもって経営陣幹部の選解任を決定する方針です。

(v)経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選任・指名についての説明
取締役及び監査役の各候補者の経歴については、株主総会参考書類及び有価証券報告書に記載しています。また、社外取締役及び社外監査役の選任理由については、本報告書の「Ⅱ　1.【取締役関係】会社との関係(2)」及び「Ⅱ　1.【監査役関係】会社との関係(2)」に記載しています。
なお、取締役及び監査役の各候補者の指名理由については、2016年度の候補者の指名から開示いたします。

【原則4－1　取締役会の役割・責務(1)】
[補充原則4－1－1]
当社は、法令・定款で定められた事項のほか、「取締役会規則」において、経理・人事等に関する事項のうち特に重要なものについて取締役会の付議事項としています。それ以外の業務執行のうち、特に重要なものについては、業務執行取締役及び各事業分野の責任者を主要なメンバーとする事業経営会議において、その内容を審議・決定することにより、意思決定の迅速化を図っています。また、「稟議規程」や「連結子会社管理規程」等の社内規程において、その業務の規模や性質に応じた決裁権限を明確に定めております。
なお、2016年度の監査等委員会設置会社への移行後は、執行役員に業務執行の相当部分を担わせ、取締役会を経営の監督機能に注力した機関として位置付けることにより、今まで以上に機動的かつ柔軟な意思決定を可能にし、経営に対する監視・監督も強化していく方針です。

【原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
社外取締役の選任にあたっては、会社法の定める要件及び東京証券取引所の定める独立性に関する基準に準拠し、高い専門性と豊富な経験から経営に対して多様な視点で建設的な助言と監督ができる者を選任しています。
なお、2016年度の監査等委員会設置会社への移行後は、新たに設置予定の指名委員会において改めて独立性判断基準を審議・決定し、以後毎年、当該基準の点検を行い、必要に応じて改正を行っていく方針です。

【原則4－11　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
[補充原則4－11－1]
当社の取締役会は、社内取締役については、各本部の業務に精通し、多様な専門知識と経験を有する業務執行取締役で構成しています。社外取締役については、経営に関する高い見識と豊富な経験を有する独立性のある者を選任することにより、経営全般に対する客観的な監督と助言が得られるようにしています。
また、社外取締役を含め、現在9名の取締役を選任しておりますが、当社グループのグローバルな事業運営を背景に、取締役会全体の知識・経験・能力のバランス、多様性の確保、審議の活性化等の点も考慮し、今後も適切な規模・構成となるように努めていきます。

[補充原則4－11－2]
事業報告及び株主総会参考書類、有価証券報告書において、各取締役・監査役の重要な兼職の状況を開示しています。

[補充原則4－11－3]
取締役会の運営の実効性について、毎年1回、全ての取締役による自己評価及び監査役による評価を行い、その各評価を参考にして取締役会において分析・評価を行った上で、取締役会全体の実効性につき年度評価を決定し、その結果を開示いたします。
なお、本評価については、2015年度の年度評価から実施し、2016年6月提出予定の本報告書にその結果を開示いたします。

【原則4－14　取締役・監査役のトレーニング】
[補充原則4－14－2]
取締役及び監査役がその期待される役割を十分に果たせるように、各人のスキルに応じたタイムリーな研修を実施し、また会社を取り巻く法制度やその改正内容、当社の事業・財務・組織等について理解する十分な機会を提供する方針です。
新任の社内取締役には新任役員研修を実施し、社外取締役及び社外監査役には当社事業内容の説明や各事業所の視察等の十分な機会を提供しています。また、全ての取締役及び監査役を対象に、ガバナンスやコンプライアンス等の重要なテーマにつき、外部講師による講習会を毎年実施しています。
なお、監査役については、日本監査役協会に所属し、同協会の主催するセミナーや研修会に参加し、監査役として求められる必要な知識の習得・更新を行っています。

【5－1　株主との建設的な対話に関する方針】
株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取り組みに関する方針は、以下のとおりです。
(i)株主との対話全般について、経営企画担当取締役が統括し、建設的対話が実現するよう機関投資家向けの決算説明会をはじめとした様々な取り組みを行っています。
(ii)対話を補佐する社内の関係部門(経営企画、経理、財務、総務等)は、各種開示資料等の作成を共同して行い、また半期毎に決算説明会に向けた情報・知識の共有の機会を設けるなど、相互に連携を取りながら業務を行っています。
(iii)個別面談以外の対話の手段として、半期毎に機関投資家向けの決算説明会を開催し、その資料を開示しています。また、定時株主総会の終了後に株主懇親会を開催し、株主と経営陣の直接対話の機会を設けています。
(iv)対話において把握された株主の意見や懸念は、取締役会やその他の会議体等で適宜報告され、関係部門での情報の共有とその活用がなされています。
(v)「インサイダー取引防止規程」を設け、未公表の重要事実の伝達を禁止するとともに、情報管理に関する社内教育を定期的に実施しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	3,820,000	6.34
信越化学工業株式会社	3,300,523	5.48
株式会社みずほ銀行	2,987,617	4.96
株式会社りそな銀行	2,987,265	4.96

丸紅株式会社	2,363,422	3.92
三菱商事株式会社	2,280,605	3.78
三井物産株式会社	2,101,000	3.49
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・三井化学株式会社退職給付信託口)	2,000,000	3.32
株式会社三井住友銀行	1,995,730	3.31
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS	1,790,000	2.97

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
根本　博	他の会社の出身者								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h　上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
		(略歴) 昭和51年4月　安田火災海上保険株式会社(現 損害保険ジャパン日本興亜株式会社)入社 平成19年4月　株式会社損害保険ジャパン(現 損害保険ジャパン日本興亜株式会社)執行役員金融法人部長 平成21年6月　損保ジャパンDC証券株式会社(現 損保ジャパン日本興亜DC証券株式会社)代表取締役社長 平成24年4月　損保ジャパンDC証券株	(選任理由・独立役員指定理由) 同氏は、損害保険会社の勤務経験を通じ、様々な業態、業種の企業との係わりによって得られた経営に対する高い見識を有して

根本　博	○	式会社(現 損保ジャパン日本興亜DC証券株式会社)代表取締役会長 平成24年6月　リケンテクノス株式会社 社外監査役 平成25年6月　首都高速道路株式会社社外監査役(現任) 平成25年9月　株式会社カイト一取締役(現任) 平成26年6月　リケンテクノス株式会社 社外取締役(現任) 上記の通り、同氏は、当社と取引のある損害保険ジャパン日本興亜株式会社の執行役員でありました。	おり、また法務コンプライアンス担当部長の経験があることから、当社の経営に対し多岐にわたる客観的な監督と助言を行うことができると判断しております。 なお、同氏は一般株主と利益相反に該当する事項はありません。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から定期的に監査計画の説明、監査結果の報告を受け、期中に適宜監査状況を聴取するなど、緊密な連携を図っており、社長直属の内部監査部門である監査室から半期に1回の定期報告及び随時内部監査実施状況の報告を受け、情報交換を行っております。
また、6ヶ月毎に監査役、会計監査人、監査室の3組織による意見交換をする会議を持ち、経営に関する諸課題について多面的な情報が得られる仕組みにしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
早川　貴之	他の会社の出身者							△						
中村　重治	他の会社の出身者							△						

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j　上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
早川　貴之	○	(略歴) 昭和47年4月　株式会社太陽銀行(現株式会社三井住友銀行)入行 平成18年4月　株式会社三井住友銀行執行役員東日本第3法人営業部長 平成20年4月　株式会社三井住友銀行執行役員東京東法人営業本部長 平成21年5月　銀泉株式会社専務執行役員 平成22年6月　株式会社陽栄ホールディング代表取締役社長兼株式会社陽栄代表取締役社長(現任) 平成25年6月　リケンテクノス株式会社社外監査役(現任) 上記の通り、同氏は、当社と取引のある株式会社三井住友銀行の執行役員でありました。 当社には、平成27年3月期において、同行からの借入金がありますが、連結総資産に占める同行からの借入金の割合は2.5%未満となっております。	(選任理由・独立役員指定理由) 同氏は、大手都市銀行における長年の勤務経験を通じ、財務・会計に関する高度な知識と企業経営に関する幅広い知識を有しており、また各会社の役員経験で培われた経営に対する高い見識があることから、当社の経営に対し多岐にわたる客観的な監査と助言を行うことができると判断しております。 同氏は、当社の取引先金融機関である株式会社三井住友銀行の出身者ですが、既に同行を退職して6年経過しており、同行の意思に影響される立場にはありません。当社は複数の金融機関と取引をしており、当社と同行との預金・借入取引は、一般的に公正妥当な取引関係であります。また、同行に対する借入依存度は突出しておらず、当社は、同氏が独立性を有すると判断しております。 なお、同氏は一般株主と利益相反に該当する事項はありません。
中村　重治	○	(略歴) 昭和51年4月　株式会社埼玉銀行(現株式会社りそな銀行)入行 平成17年6月　株式会社りそな銀行常務執行役員総合資金部担当 平成18年6月　株式会社りそな銀行取締役兼専務執行役員総合資金部担当兼コーポレートガバナンス室担当 平成20年6月　株式会社りそな銀行代表取締役副社長兼執行役員人材サービス部担当兼コーポレートガバナンス事務局担当 平成24年4月　りそな総合研究所株式会社代表取締役社長 平成25年6月　トーヨーカネツ株式会社社外監査役 平成26年4月　りそな総合研究所株式会社顧問 平成26年6月　株式会社エフテック社外監査役(現任) リケンテクノス株式会社社外監査役(現任) 平成27年6月　トーヨーカネツ株式会社社外取締役(現任) 上記の通り、同氏は、当社と取引のある株式会社りそな銀行の代表取締役副社長兼執行役員でありました。 当社には、平成27年3月期において、同行からの借入金がありますが、連結総資産に占める同行からの借入金の割合は2.5%未満となっております。	(選任理由・独立役員指定理由) 同氏は、大手都市銀行においてリスク統括やコーポレートガバナンス担当として長年の経験を有しており、また各会社の役員経験で培われた経営に対する高い見識があることから、当社の経営に対し多岐にわたる客観的な監査と助言を行うことができると判断しております。 同氏は、当社の取引先金融機関である株式会社りそな銀行の出身者ですが、既に同行を退職して3年経過しており、同行の意思に影響される立場にはありません。当社は複数の金融機関と取引をしており、当社と同行との預金・借入取引は、一般的に公正妥当な取引関係であります。また、同行に対する借入依存度は突出しておらず、当社は、同氏が独立性を有すると判断しております。 なお、同氏は一般株主と利益相反に該当する事項はありません。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明 更新

2016年度の監査等委員会設置会社への移行及び執行役員制度の導入に合わせて、役員報酬制度の全面的な見直しを行う予定であり、
自社株報酬制度の導入等も含めて検討を進めております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

〇取締役および監査役の報酬等
1．第86期に係る報酬等
取締役　11名 119,800千円
（うち社外取締役）（1名）（6,300千円）
監査役　6名 44,700千円
（うち社外監査役）（3名）（12,000千円）
（注）
1）上記には、平成26年6月20日開催の第85回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名および監査役2名（うち社外監査役1名）を含んでおります。
2）取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与等は含まれておりません。
3）取締役の報酬等の額には、当事業年度における役員賞与引当金の繰入額29,200千円(取締役8名に対し、29,200千円)が含まれております。
4）取締役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第78回定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与等は含まない。）と決議いただいております。
5）監査役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第78回定時株主総会において、年額60百万円以内（うち社外監査役分は年額25百万円以内）と決議いただいております。
2．第86期中に支払った報酬等の額
第85期事業年度に係る賞与として、取締役8名に対し、37,200千円を支払っております。なお、この金額には、当該事業年度に係る事業報告に記載した役員賞与引当金繰入額27,000千円が含まれております。
また、当社は役員報酬制度見直しの一環として、役員退職慰労金制度を平成22年6月25日開催の第81回定時株主総会終結の時をもって廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。
これに基づき、第86期中に退任した取締役1名に対し、14,762千円の役員退職慰労金を支払っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役および監査役の報酬につきましては、株主総会の決議により、取締役全員および監査役全員の報酬総額の限度を決定しております。
各取締役の報酬額は、取締役会の授権に基づき代表取締役社長が当社の定める一定の基準に従い決定し、各監査役の報酬額は、監査役会の協議により決定いたします。
取締役は各年度の業績の向上および中長期的な企業価値向上に対する職責を負うことから、その報酬は役位に応じてあらかじめ定められた固

定額である定額報酬と、各年度の業績と連動して増減する変額報酬とで構成されます。ただし、社外取締役については定額報酬のみとしております。なお、取締役に対する退職慰労金は平成22年6月25日をもって廃止しております。
監査役の報酬は定額報酬のみで、常勤・非常勤ごとに監査役会で決定いたします。

なお、2016年度の監査等委員会設置会社への移行及び執行役員制度の導入に合わせて、役員報酬制度の全面的な見直しを行う予定であり、報酬委員会の設置や自社株報酬制度の導入等も含めて検討を進めております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

1. 社外取締役のサポート体制につきましては、下記により確保されております。
 1)取締役会の開催に際しては、原則として資料を事前に配布し、適宜事前説明を実施しております。
 2)事業経営会議等の重要会議への出席や議事録等の適宜回付により、情報の共有化を図っております。
2. 社外監査役のサポート体制につきましては、下記により確保されております。
 1)6ヶ月毎に監査役、会計監査人、監査室の3組織による意見交換をする会議を持ち、経営に関する諸課題について多面的な情報が得られる仕組みにしております。
 2)監査役からの補助要請に対し、取締役及び自部門長の指揮命令を受けない使用人を確保できることが保証されております。
 3)期初に各業務担当取締役及び重要な使用人に対して行うヒヤリングに参加することによって、現場レベルでの諸課題、諸問題を多岐に入手できる体制としております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、監査役会設置会社形態を採用しております。
1. 業務執行
 業務執行についての検討・決定機関としては取締役会があり、原則として月1回開催し、重要事項の審議・決定を行っております。
 また、毎月開催される取締役会に先立ち事業経営会議を開催しております。同会議は原則、取締役・常勤監査役・監査室長・関係する部長が出席し、各事業経営に関する打合わせを行っております。同会議は積極的な権限委譲による迅速な事業執行機能を担っています。
2. 監査・監督
 当社の監査役会は、社外監査役2名を含む4名で構成されております。監査役は、取締役会・その他重要会議に出席する他、重要な決裁書類を閲覧するなど取締役の職務執行について厳正な監視を行っております。管理職に対しコンプライアンスや内部統制等に関するヒヤリングを年2回実施しております。また、監査室からの半期に1回の定期報告及び随時内部監査実施状況の報告を受けております。監査役は、会計監査人からは監査計画の説明を受け、期中に適宜監査状況を聴取し、監査結果の報告を受けるなど、緊密な連携を図っております。
 更に、半期毎に監査役、会計監査人、監査室の3組織による意見交換会議を行っております。
 当社では、社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものはありませんが、その選任に際しては、経歴を踏まえて当社経営陣から独立した立場で社外監査役としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを個別に判断しております。
 当社の内部監査は専任部署である監査室であり、監査室は、「リケンテクノスグループ内部監査規程」に基づき内部監査を実施しております。
 当社の会計監査人は、新日本有限責任監査法人であり、当期において業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成は次のとおりであります。当社と新日本有限責任監査法人とは、会社法及び金融商品取引法に基づく監査契約を締結しております。
 業務を執行した公認会計士の氏名
  指定有限責任社員　業務執行社員　山崎　隆浩(継続監査年数7年)
  指定有限責任社員　業務執行社員　賀谷　浩志(継続監査年数5年)
 監査業務に係る補助者の構成
  公認会計士　10名、その他　13名
3. 指名、報酬決定
 取締役の指名については、定款に定める員数の範囲で代表取締役が候補者を指名し、取締役会に諮っております。
 取締役および監査役の報酬につきましては、株主総会の決議により、取締役全員および監査役全員の報酬総額の限度を決定しております。
 各取締役の報酬額は、取締役の授権に基づき代表取締役社長が当社の定める一定の基準に従い決定し、各監査役の報酬額は、監査役会の協議により決定いたします。取締役は各年度の業績の向上および中長期的な企業価値向上に対する職責を負うことから、その報酬は役位に応じてあらかじめ定められた固定額である定額報酬と、各年度の業績と連動して増減する変額報酬とで構成されます。ただし、社外取締役については定額報酬のみとしております。なお、取締役に対する退職慰労金は平成22年6月25日をもって廃止しております。
 監査役の報酬は定額報酬のみで、常勤・非常勤ごとに監査役会で決定いたします。

なお、2016年度の監査等委員会設置会社への移行に合わせて、その過半数を独立社外取締役で組織する指名委員会を設置予定であり、同委員会が経営陣幹部の選解任につき審議し、その答申を踏まえた上で取締役会の決議をもって経営陣幹部の選解任を決定する方針です。
また、併せて役員報酬制度の全面的な見直しを行う予定であり、報酬委員会や自社株報酬制度の導入等も含めて検討を進めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査役会設置会社形態を採用しております。
1. 社外取締役として、社外性、独立性の確保された1名を選任しており、経営に対する高い見識と豊富な実務経験を活かして、当社の経営に対し多岐にわたる客観的な監督と助言を行っております。
2. 常勤監査役は、当社の取締役経験者であり、グループ企業を含め事業の状況に精通し、経営に対する理解が深く、適法性監査に加え、重要な会議に参加し経営課題に対するプロセスについて客観的評価を行うなど経営監視の実効性を高めております。
3. 社外監査役として、社外性、独立性の確保された2名を選任しており、豊かな識見、経験、知識等を活かして、客観的立場から取締役の職務執行の適法性を監視するとともに、経営全般について外部的な観点から助言を行っております。
4. 監査役は、取締役会の出席に加え、四半期毎に代表取締役との会議を行い、経営に関する重要課題について充分な意見交換がなされる体制となっております。
5. 取締役会は、社外取締役による独立した第三者的立場からの監督・助言機能を加えることにより、経営の重要事項の十分な審議・決定と実効性のある業務執行の監督を行っております。また、監査役会は、独立、公正な立場で取締役の重要な業務執行に対する監視及び外部的立場からの助言を行っております。

以上により、当社は、有効な経営監督機能及び監査機能を確保したガバナンス体制は整っているものと判断しております。

なお、2016年度より監査等委員会設置会社へ移行予定であり、取締役会の監督機能の強化、社外取締役の更なる活用による経営の透明性・公正性の向上など、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実を図ってまいります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期限より2日早く発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日より5営業日早く開催いたしました。
その他	株主総会は株主による会社の意思決定機関であり、適法かつ合理的な審議が行われるよう心掛けております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	1. 基本方針 当社は、金融商品取引法、会社法、東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」等（以下「適時開示規則」）に従い、情報開示を行っています。また、当社では適時開示規則に該当しない情報についても、ステークホルダーの皆様に有用となると判断した情報については適切な方法によりできる限り積極的かつ公平に開示することを基本方針としています。 2. 情報開示の方法 適時開示規則に該当する情報は、同規則に従い、東京証券取引所の適時開示情報伝達システム（TDnet）を利用して情報開示し、その後、できるだけ速やかに当社ホームページにも同一情報を掲載しております。また、適時開示規則に該当しない情報につきましても、適時開示の趣旨を踏まえて適切な方法によりできるだけ正確かつ公平に該当情報がステークホルダーの皆様に伝達されるよう配慮を行っております。 3. 沈黙期間 当社では、各四半期の期末日の翌日から各決算発表日までを「沈黙期間」として、決算発表の準備期間中に株価に影響を与える情報が洩れることを防ぐために、決算に関連するコメントや質問への回答を差し控えることとしております。ただし、沈黙期間中に既に発表した業績予想を大きく外れる見込みが出てきた場合には、適宜、情報開示を行うこととしております。 4. 将来の見通しについて 当社が開示する業績予想、計画、戦略などの将来の見通しに関する情報は、開示時点で合理的であると判断する一定の前提に基づくものであり、様々な環境変化等の外的要因により、これら見通しとは大きく異なる結果となりうることを予めご了承ください。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年に2回（本決算および中間決算時）、当社の業績・計画等に関して、理解をより深めて頂くため、アナリスト、機関投資家向けに決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて、「CSR報告書」、アナリスト・機関投資家向けの「決算説明会資料」を開示しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、環境との調和に配慮した企業活動を通じ、豊かな社会の実現に貢献し、全てのステークホルダーからの信頼に応えうる企業の構築に取り組むため、環境に関する経営の基本方針を定め、全社にてISO14001を認証取得し、全社一丸となって環境活動を実施しています。 当社は、持続可能な社会の実現をステークホルダーとともに考え、行動しており、その取り組みと成果を「CSR報告書」で公表しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社および当社子会社（以下、「グループ各社」という。）は「リケンテクノスグループ企業行動規範」を遵守し、公正な競争や適正な取引を通して企業活動を行うことを宣言していますが、そのより確実な実現のためにも内部統制システムとして業務の適正を確保するための体制を整備することが必要不可欠の施策であると位置付けています。
会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり内部統制システムを整備しております。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 1）代表取締役社長をはじめとした全取締役は、「リケンテクノスグループ企業行動規範」および法令・定款遵守がすべての企業活動において基本であることを全役職員に徹底させる。
 2）法務・コンプライアンス室長を法規遵守委員会の委員長に任命し、その活動内容は取締役会に適宜報告される。
 また、法務・コンプライアンス室は全役職員に対しコンプライアンス教育を実施する。
 3）法令・定款・「リケンテクノスグループ企業行動規範」・各種指針その他会社および取締役・使用人が従うべき基準「以下「法令等」という。）に違反する疑いのある行為等を通報することができる内部通報の窓口を監査室および顧問法律事務所に設置する。
 4）グループ各社は、市民社会の安全や秩序に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関係を持たない。
 また、反社会的勢力および団体からの不当な要求に対しては、毅然とした姿勢で臨み決して屈しない。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
「文書等情報管理規程」に従い取締役の職務の執行に係る情報は管理され、文書および電磁的媒体に保存される。
保存された情報については、「文書等情報管理規程」に従い閲覧が可能である。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
各部門に関する個別のリスク管理は各部門が行うが、全社的横断的なリスクの管理のために総合リスクマネジメント委員会を設置し、代表取締役社長が委員長に就任する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 1）取締役会は、中期経営計画・半期経営計画を策定している。
 2）ITを活用した月次業績データに基づき、取締役会は経営計画の進捗状況を把握し、計画達成のために必要な施策を検討し、実施する。
 3）毎月開催される事業経営会議は、積極的な権限委譲による迅速な事業執行機能を担う。製造部門・品質保証部門については四半期毎に開催される製造品質部門会議において、技術部門については四半期毎に開催される技術部門会議において、また業務部門については各部署から担当役員宛に四半期毎に提出される詳細報告書により、業務進捗状況の確認がなされ、必要に応じた対応が適宜実施される。

5. グループ各社における業務の適正を確保するための体制
 1）経営企画室は、当社子会社の管理担当部署として、当社子会社の内部統制システムの構築の指導および情報の共有化の徹底を担当する。
 経営企画室は、「連結子会社管理規程」等に基づき、当社に対する報告および当社における承認が適切に実施されるように当社子会社を管理・監督する。また、これらの管理・監督を通じて損失の危機を管理する。
 経営企画室は、代表取締役社長および担当取締役および管理本部長参加のもと国内関連会社については年3回、海外関連会社については最低年1回の業務報告会を開催する。
 また、経営企画室は当社子会社より提出された月次報告（財務データを含む）を取り纏め、分析等コメントを付し関係各部署および全取締役に回覧する。
 2）法務・コンプライアンス室は、「リケンテクノスグループ コンプライアンス マニュアル」をグループ各社の役職員に周知徹底させ、グループ各社のコンプライアンス体制の整備および問題の解決に努める。
 3）監査室は、定期的にグループ各社の業務監査を実施し、全ての業務活動が法令等に適合することを確認するとともに、経営諸基準に基づいて効率的に運営され、また、経営諸基準が経営目標達成のために適切に機能しているかを点検・評価する。

6. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項およびその使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
監査役は、必要のある場合には、都度関係部署の使用人に補助を要請し、当該部署はこれに迅速に対応しなければならない。
補助を行う使用人は、その補助業務について、取締役および自部門長の指揮命令を受けず、監査役の指揮命令に従う。
また、補助を行う使用人は、その補助業務を他の業務に優先して処理する。

7. 当社の取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 1）監査役は、取締役会および事業経営会議等の重要な会議に出席する。
 2）当社の取締役および使用人は、法定事項に加え、グループ各社に重大な影響を及ぼす事項（取締役または使用人の行為が、法令等に違反するおそれがあり、または、著しい損害が発生するおそれがあると認められる場合における当該事項を含む。）および内部監査状況を監査役に報告する。
 3）当社子会社の取締役、監査役および使用人は、当該子会社、その取締役または使用人の行為が、法令等に違反するおそれがあり、または、著しい損害が発生するおそれがあると認められるときには、当該事項について、「連結子会社管理規程」に定める報告を行うほか、直ちに当社の監査役に報告するものとする。
 4）監査役に報告をした者は、その報告したことを理由として、人事上その他一切の点において不利益な取扱いを受けない。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役は当社に対し、その職務の執行について生ずる費用の前払、支出した費用の償還または負担した債務の弁済等の請求を行うことができ、当社は、速やかにこれに応じる。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1）監査役は、取締役会の出席に加え、四半期毎に代表取締役との意見交換を行う。
2）半期毎に監査役、会計監査人、監査室の3組織による意見交換をする会議を行う。
3）監査役は、半期毎に各業務担当取締役および重要な使用人に対してヒヤリングを実施する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは「リケンテクノスグループ企業行動規範」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決することを宣言し、当社は「内部統制システムの基本方針」で、当社および当社子会社は、「市民社会の安全や秩序に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関係を持たない。また、反社会的勢力および団体からの不当な要求に対しては、毅然とした姿勢で臨み決して屈しない。」ことを明記しております。
また、当社は「社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会」に加盟し、定例研修会等に参加するとともに「地区特殊暴力防止対策協議会」の連絡会において、地元警察、会員企業と定期的に情勢報告・情報交換を行っております。なお、当社子会社を含む全ての役員・従業員の周知徹底を図る為に「リケンテクノスグループ コンプライアンス マニュアル」に反社会的勢力への利益供与の禁止等を謳い、適宜研修を行っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

特にありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

総合リスクマネジメント委員会の活発な活動により、全社的横断的なリスクの洗い出しとその徹底的な対策を講じております。

【参考資料：模式図】

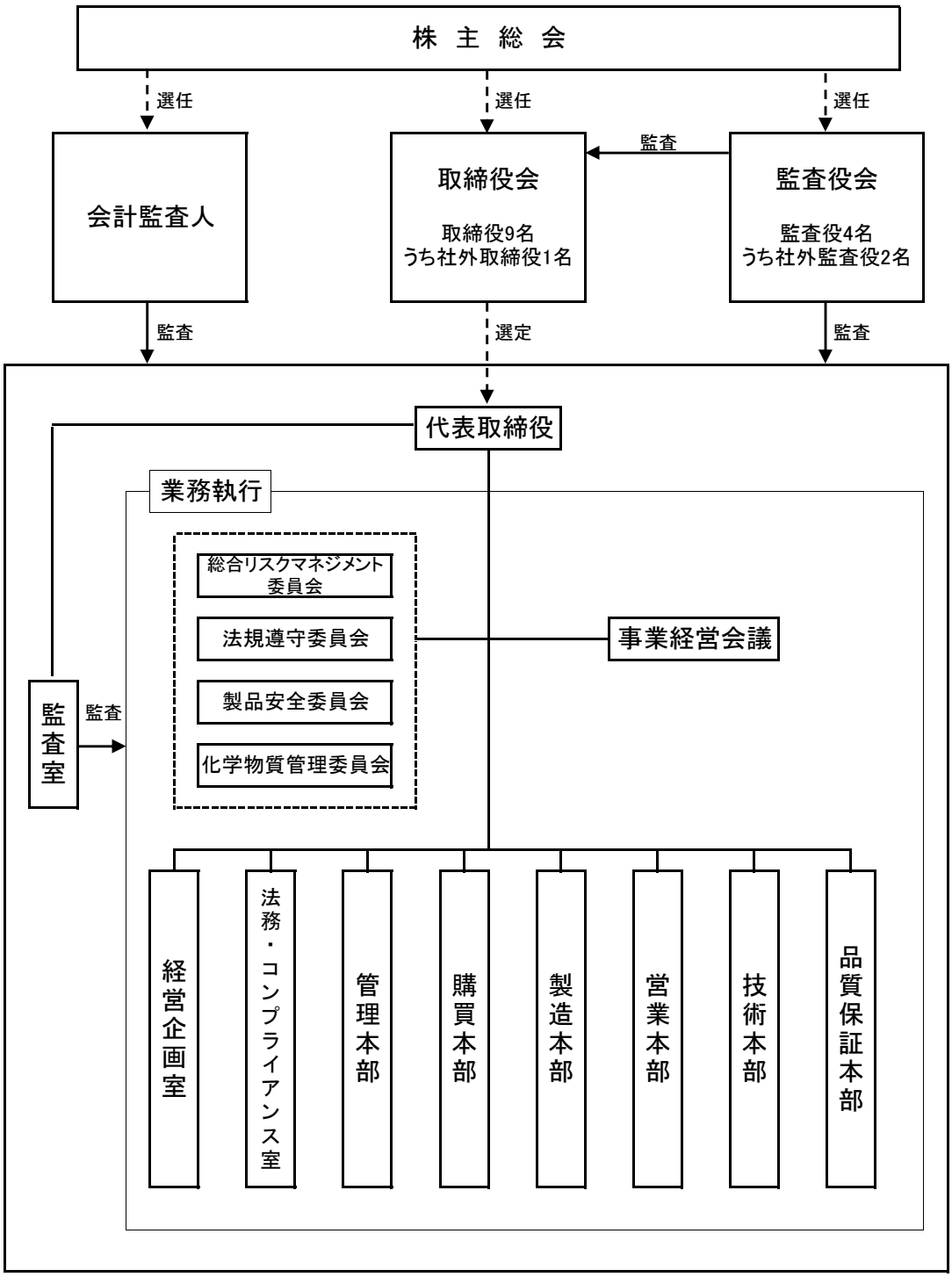

○内部統制システムの基本方針

○財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書

○諸規程

・リケンテクノスグループ企業行動規範

・組織規程

・職務権限規程

・リケンテクノスグループ コンプライアンス マニュアル

○内部通報制度

適時開示体制概要書

会社名　　リケンテクノス株式会社
（コード番号　４２２０　東証第一部）

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記の通りです。

記

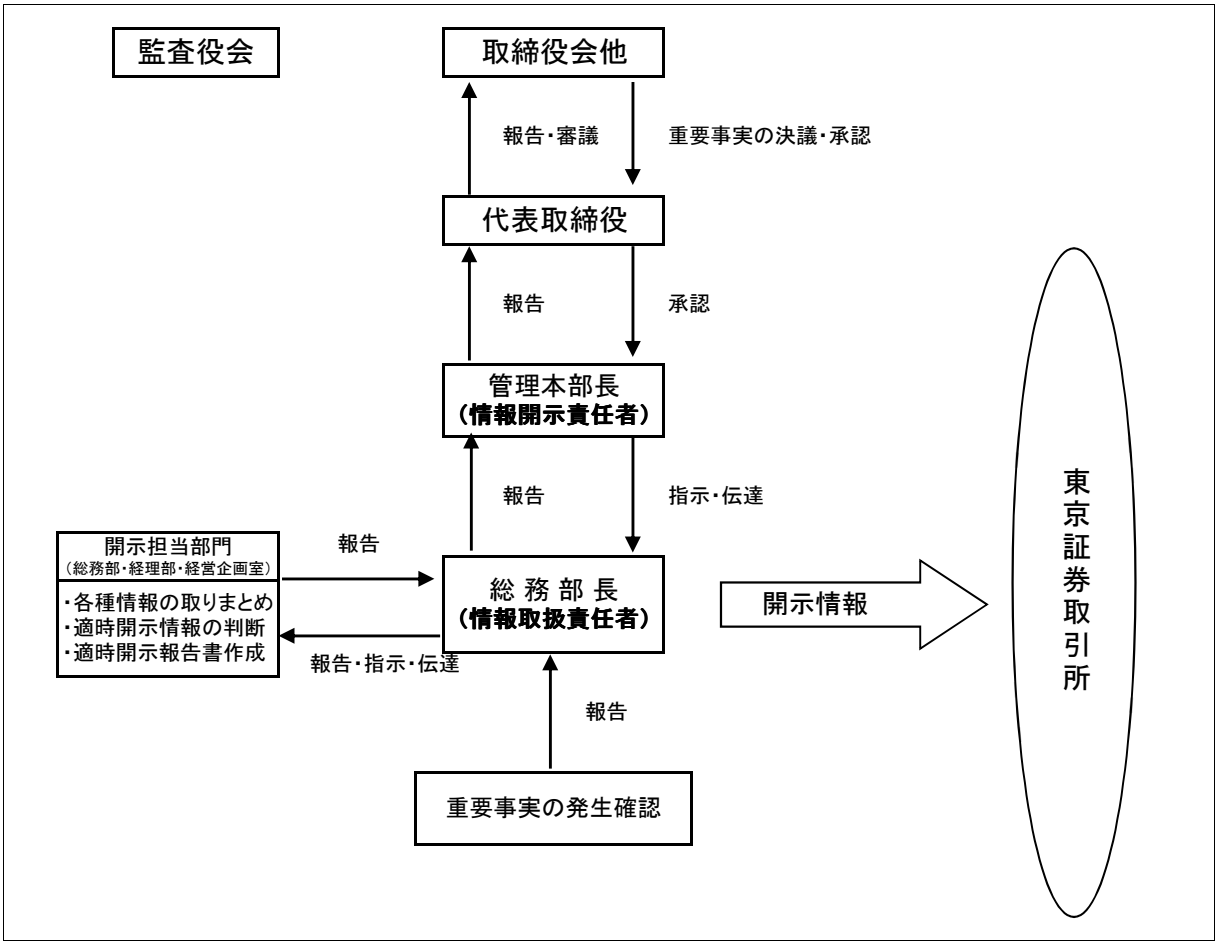

◎当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況〈説明〉

１．各種会社情報の取扱い

①各部署で発生した重要事実は総務部長に報告される。
②開示担当部門は総務部長より報告されたすべての重要事実を「適時開示規則」に照らし合わせ、適時開示する情報を確定する。また、取締役会他で決裁された事項についても同様に適時開示する情報を確定する。
③適時開示する情報を確定後、開示担当部門は管理本部長（情報開示責任者）の承認を経て、適時開示報告書等を作成する。適時開示報告書等は代表取締役に報告され、承認の後、速やかに東京証券取引所に提出される。

２．その他

①適時開示報告書等の作成については、タイムリーディスクロージャーを重視し、通常は管理本部長（情報開示責任者）の承認によりこれを行い、代表取締役に報告する。ただし、会社経営の根幹に係る事項については事前に代表取締役の承認を得て、適時開示を行う。
②弁護士、会計監査人等の第三者からは、必要に応じて当社の会社情報の適時開示に係る社内体制とその運営の適正さにつき、適宜検証を受けている。

以上